

男鹿市と歩む 子育てロードマップ

令和7年度

結婚～

もくろみ

- 結婚新生活支援事業補助金 **最大 60 万円**
- 不妊治療費助成 **全額 or 一部上限有**
- 風しん予防接種費用助成 **全額**
- 子育て世帯等住まいづくり応援事業 **100 万円**

妊娠～

手続

- 「妊娠届」を提出 **要予約**
 - 保健師、助産師と個別相談
 - 母子健康手帳、父子健康手帳を交付

サポート

- 電話相談・妊婦訪問
 - 保健師、助産師、臨床心理士、栄養士が指導・相談
- 妊婦教室「赤ちゃんのお世話教室」
 - ご夫婦・ご家族で参加
- ママ・サポート119
 - 妊婦、男鹿市、消防署で情報共有し、緊急時に迅速な対応

もくろみ

- 妊婦健康診査費助成 **上限有**
- 妊婦さん応援給付金事業

出産～

手続

- 「出生届」を提出
 - 生後14日以内に提出

サポート

- こんにちは赤ちゃん訪問
 - 生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を保健師、助産師等が訪問
 - 産後のお母さんの健康、育児相談
 - 必要とする事業の紹介や予防接種の説明

もくろみ

- お誕生おめでとう祝金 **10 万円**
- 産後ケア利用料助成 **一部自己負担有**
- ごみ袋負担軽減措置 **大 120 枚 or 小 200 枚**
- 新生児聴覚検査費助成
- 1か月児健康診査費助成
- 産婦健康診査費助成
- 母乳育児相談券助成

乳幼児～

サポート

- 乳幼児健康診査
 - 集団健診
 - 4・7・10か月、1歳6か月、3歳児、5歳児
- 2歳児歯科健康診査
- 幼児けんこう教室
 - 養育相談
 - 幼児の発達支援
- 子育て支援センター **無料**
 - 「親子ひろば」の開催、育児相談
 - 子育てスペース「こっこルーム」
- 特別保育事業
 - 一時保育 **1日 1,110 円** * 休日保育 **無料**
 - 病後児保育 **1日 1,300 円** * 延長保育 **最大 300 円**

もくろみ

- 児童手当
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当
- 福祉医療給付事業(通称:マル福) **全額**
- 予防接種費助成 **全額 or 一部**
- フッ化物塗布券交付
- 在宅子育て支援給付金 **要件有**
- 子育てファミリー支援事業 **要件有 上限 15,000 円**
- 保育料無償化 **所得制限なし**
- 給食費無償化 **所得制限なし**

小学生～

サポート

- 放課後児童クラブ **月額 2,000 円**
 - 小学校1年生～6年生
 - 遊びや生活の場を提供

もくろみ

- 給食費無償化 **所得制限なし**
- 就学援助 **要件有**

輝く未来へ

こども・子育て相談は
こども家庭センター
Tel:0185-27-8155

第3期男鹿市 子ども・子育て支援事業計画

概要版



子育てするなら
ここ男鹿で！

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化や核家族化が進み、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子ども達の育ちに様々な影響が指摘されています。このような中、国では、平成27年4月から「子ども・子育て新制度」をスタートさせ、また、令和5年4月には、「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」を施行し、同年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と「こども未来戦略」を閣議決定しました。

男鹿市においては、平成27年度に第1期、令和2年度に第2期の「男鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、入所児童数が減少している中でも、多様化する保育ニーズに柔軟に対応しながら、認定こども園の設置や小規模保育事業所、保育送迎ステーションの開設など施設整備を実施するとともに、子育て環境日本一を目指し、保育の質の向上や保育料の無償化、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のための子育て支援サービスの拡充に努めています。

男鹿市では、子どもの健やかな育ちを地域全体で支えることができる環境を整備することを目的に、これまでの取組や課題を踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 計画の根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。加えて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「放課後対策パッケージ」に基づく「市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

また、上位計画である「男鹿市総合計画」の実現を目指した子ども・子育て支援に関する具体的計画であるため、他の関連計画との調和と整合性を図ります。

3 計画期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援法の設定に基づき、5年を1期として定めることとしており、第2期が令和2年度から令和6年度までとなっております。

本計画は第3期として、令和7年度から令和11年度までの計画となっており、計画内容については定期的に点検・評価等を実施し、見直しを行うこととしています。

令和2年度～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画期間	第3期計画期間					次期計画
					見直し	

6 計画期間中の見込み量

幼児期の学校教育・保育および地域型保育事業

認定区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 (3～5歳)	①量の見込み	26人	20人	19人	17人	16人
	②確保の内容	26人	20人	19人	17人	16人
2号認定 (3～5歳)	①量の見込み	184人	173人	158人	148人	142人
	②確保の内容	184人	173人	158人	148人	142人
3号認定 (0歳)	①量の見込み	39人	37人	35人	33人	31人
	②確保の内容	39人	37人	35人	33人	31人
3号認定 (1～2歳)	①量の見込み	93人	90人	91人	87人	82人
	②確保の内容	93人	90人	91人	87人	82人

地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容	令和11年度	
利用者支援事業	こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め包括的な支援を切れ目なく提供していきます。	①量の見込み	1か所
		②確保の内容	1か所
地域子育て支援拠点事業	子育てサークルや就園前の親子の集まる場所などを提供しています。	①量の見込み	1,700人日
		②確保の内容	1,700人日
妊婦健康診査事業	母子健康手帳の交付時に妊産婦健康診査受診券を交付しています。	①量の見込み	528人回
		②確保の内容	528人回
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児の家庭に、保健師等が訪問し、育児や発育状況等の把握、情報提供など、必要に応じて相談や指導に対応します。	①量の見込み	33人
		②確保の内容	33人
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かる事業です。	①量の見込み	35人日
		②確保の内容	35人日
一時預かり事業(在園児)	対象は幼稚園の在園児で、通常の教育時間の開始前、終了後、長期休業期間等に子どもを預かる事業です。	①量の見込み	2,450人日
		②確保の内容	2,450人日
一時預かり事業(その他)	未就園児を対象に、就労や保護者の出産、育児疲れ等一時的に保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。	①量の見込み	220人日
		②確保の内容	220人日
時間外(延長)保育事業	就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、保育園で早朝の延長と夕方の延長保育を実施しています。	①量の見込み	220人
		②確保の内容	220人
病児・病後児保育事業	市内では病後児保育事業を1か所で実施しています。	①量の見込み	85人日
		②確保の内容	85人日
放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	小学生児童を対象に、4か所で19時まで放課後児童クラブを開設しています。	①量の見込み	131人
		②確保の内容	131人
産後ケア事業	産後1年以内の母子に対し、母親の身体的回復と心理的安定、母子の愛着形成を促し、健やかな育児ができるように支援します。	①量の見込み	10人回
		②確保の内容	10人回
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の就労要件を問わず、利用可能枠の中で、保育所等で定期的に預かる事業です。令和8年度より全自治体で実施します。	①量の見込み	26人回
		②確保の内容	26人回

※上段:見込み量、下段:提供体制

5 施策体系

基本理念の実現に向けて推進する基本目標・基本施策を示します。

基本理念

すべてのこどもが健やかに伸びゆくまち 男鹿市

基本目標

基本施策

1

教育・保育の確保と
充実

- 1-1 幼児期における教育・保育の整備・提供
- 1-2 教育・保育の質の確保・向上
- 1-3 幼保小を通した非認知能力の育成
- 1-4 幼保小の連続した学びの充実

2

地域の子育て支援の
充実

- 2-1 地域での子育て支援の充実
- 2-2 仕事と子育ての両立支援
- 2-3 子育て世帯が住み続けたい環境の整備

3

こどもの居場所・活動
の充実

- 3-1 こどもの居場所づくりの推進
- 3-2 次世代を担う世代への支援
- 3-3 こどもの生きる力の育成
- 3-4 こどもの安全を確保するための活動推進
- 3-5 家庭と地域の教育力の向上

4

こどもの育ちと
子育ての切れ目ない支
援の充実

- 4-1 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援
- 4-2 子ども・母親の健康の確保・増進
- 4-3 生活に困難を抱える子育て家庭への支援
- 4-4 こどもの発達・成長に応じた支援
- 4-5 子育て家庭への経済的支援の充実

1 基本理念

次世代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現は、我が国の大きな目標です。

男鹿市では、全ての子どもたちを地域全体で支える環境づくりを共通の目標として、基本理念を設定します。

すべてのこどもが健やかに伸びゆくまち 男鹿市

～子育て環境日本一を目指して～

2 基本的な目標

基本目標 1 教育・保育の確保と充実

本市における教育・保育施設等の利用児童数は、減少傾向にあるものの、児童数に対する利用割合は令和2年度から令和6年度まで増加傾向となっています。全国的にも、女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。このため、量の確保とともに、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育者のスキル及び専門性の向上など質の向上を図るよう努めます。

また、子どもたちの育ちと学びは連続しており、「幼稚園と保育園」「小学校」「中学校」と場を変えながら成長します。就学前から義務教育までの連続した学びにより、子どもたちがより良く生きることができるよう「非認知能力」の育成に取り組みます。

基本目標 2 地域の子育て支援の充実

核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等からの子育て支援や協力を得ることが困難な状況になっており、こどもの育ちをめぐる環境も変化しています。

また、経済状況等子育て世帯を取り巻く環境が依然として厳しい中、共稼ぎ家庭は増加し続けています。

このような状況の中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が喜びを感じながら子育てができるよう、家庭や地域の機能を支えるための仕組みづくり、身近に相談できる体制の整備など、地域における子育てを総合的に推進していきます。

基本目標 3 こどもの居場所・活動の充実

次代の担い手である子どもが、一人ひとりがかけがえのない存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが必要です。学童期における心身の健全な発達を通じ、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校教育とともに、学習や様々な体験・交流活動のための機会を提供するなど、こどもの実体を踏まえた家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援の充実を図ります。

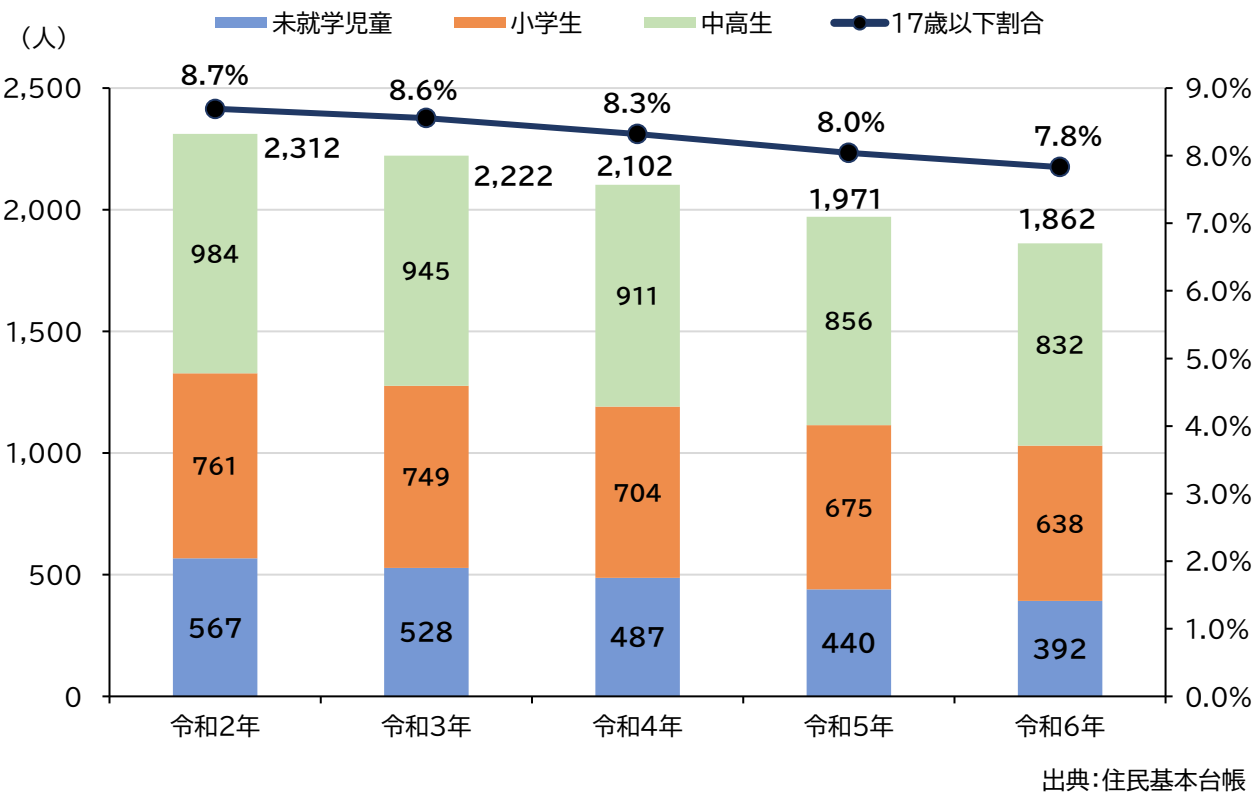
また、社会環境や生活形態の変化によるインターネット利用率やスマートフォン等の所持率の上昇に伴い、SNSに起因するトラブル等の増加が懸念されています。学校・家庭・地域が連携し、社会全体で有害環境や犯罪被害から子どもを守り、誰もが安心して生活できる環境づくりに努めます。

基本目標 4 こどもの育ちと子育ての切れ目ない支援の充実

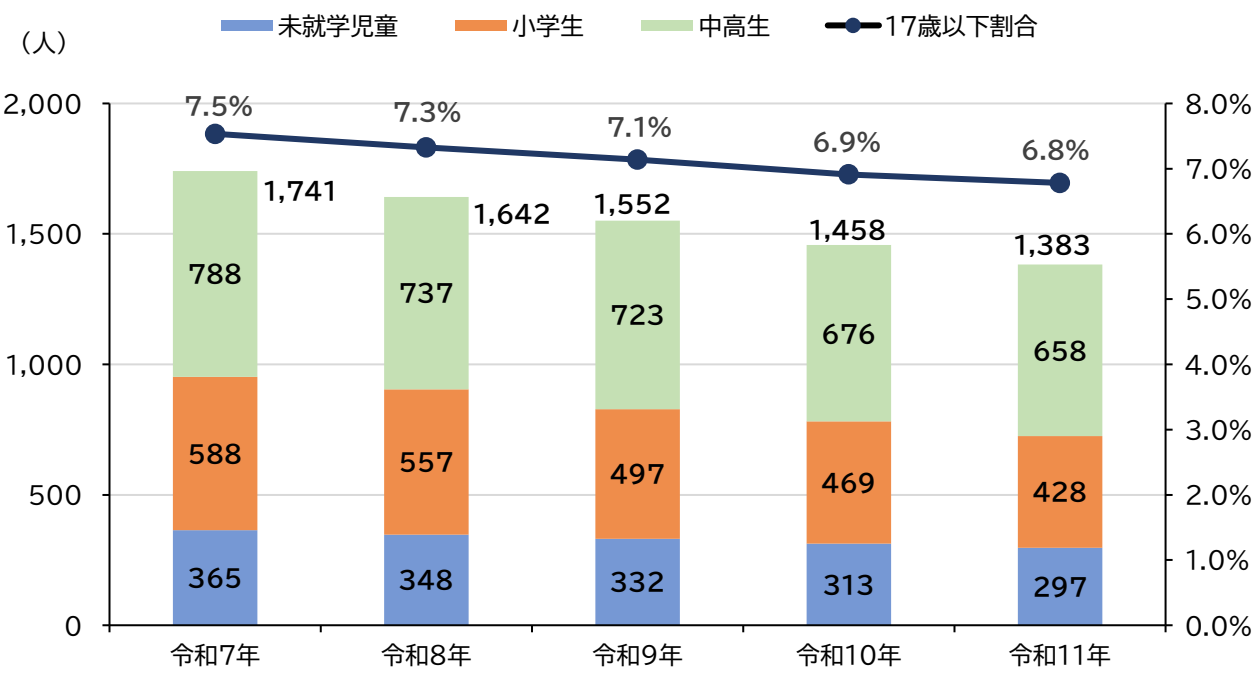
乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる多様な取組を実施します。保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていきます。

3 男鹿市の現状

17 歳以下の子ども人口をみると、令和2年の 2,312 人から令和 6 年の 1,862 人と 5 年間で 450 人減少しています。また、未就学児童の合計は、令和2年の 567 人が令和 6 年は 392 人と、5年間で 175 人減少しております。



17 歳以下の子ども人口は、令和7年の 1,741 人から令和 11 年では 1,383 人に減少し、人口に対する割合は令和7年の7.5%から令和 11 年では6.8%と減少傾向であると推計されます。



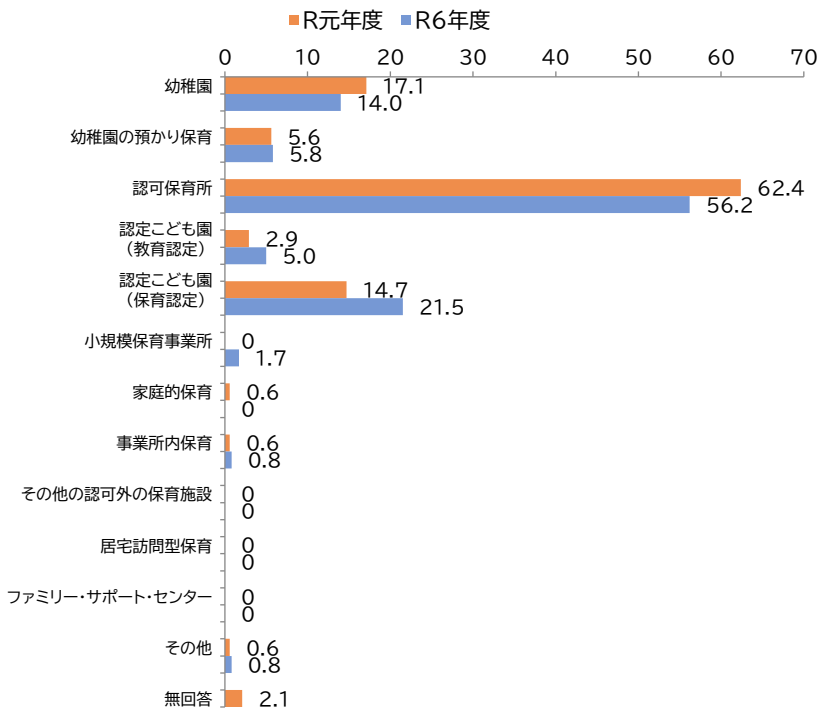
4 ニーズ調査結果(抜粋)

平日の定期的な教育・保育利用状況(就学前)

保育所や幼稚園等の「定期的な教育・保育事業」を利用している割合は全体 89.6%となっています。利用している事業は「認可保育所」が 56.2%と最も多く、次いで「認定こども園(保育認定)」が 21.5%、「幼稚園」が 14.0%となっています。



平日の定期的な教育・保育利用状況(就学前)[%・複数回答]



少子化の流れを変えるために重要なこと

就学前児童保護者では、「出産祝い金の支給など、出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が 65.9%で最も多く、「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」が 41.5%、「子どもが将来に希望をもち、生きることが楽しいと思えるような社会をつくる」が 40.7%と続いています。

小学生保護者では、「子どもが将来に希望をもち、生きることが楽しいと思えるような社会をつくる」が 49.7%で最も高く、「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」が 46.9%、「出産祝い金の支給など、出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が 40.8%と続いています。



少子化の流れを変えるために重要なこと[%・複数回答]

